平成２４年（フ）第７９号
沖縄県宜野湾市字愛知566番地１　比嘉アパート202号
債務者　松田　源平
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第９１号
沖縄県うるま市石川876番地
債務者　安冨祖正明
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４３号
栃木県栃木市都賀町家中4489番地２
債務者　荒川　　孝
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４５号
長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷645番地29
債務者　嘉村　弘二
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
長崎県佐世保市清水町５番21号、旧住所長崎県佐世保市船越町400番地25
債務者　出口千恵子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷645番地29
債務者　嘉村利江子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
長崎県佐世保市春日町14番24号
債務者　中山富士雄
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
長崎県北松浦郡佐々町石木場免257番地、旧住所長崎県北松浦郡佐々町石木場免215番地
債務者　野中　勝二
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
長崎県佐世保市比良町19番17号　ビバシティ比良町703号
債務者　山下恵美子
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
愛知県豊橋市堂坂町48番地サンライフ堂坂Ｂ棟201号室、住民票上の住所愛知県豊橋市堂坂町48番地　Ｂ―201
債務者　今井　　和
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０２号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下33番地の16
債務者　松下　喜弘
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３２号
静岡県藤枝市藤枝１丁目10番３号
債務者　藤ケ谷和美
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４４８号
山梨県甲府市大里町5227番地３
破産者　清水　達三
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９６号
札幌市北区新琴似１条１丁目５番15号　第２桑田ビル203号
破産者　桐越　拓志
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７５号
札幌市南区真駒内柏丘４丁目１番29号
破産者　枝　　憲孝
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８７号
札幌市北区篠路２条４丁目６番５号　コーポ高橋205号
破産者　大光　信一
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部